

分類コード	X-1-1-1-02
保存期間	10年(平成39年12月31日まで)

秋本運第1220号 地第243号
平成29年10月6日

関 係 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

交番、駐在所における運転免許証自主返納等事務取扱要領の制定について（例規）
高齢運転者の道路交通法第104条の4の規定に基づく申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書の交付申請については、運転免許センターにおける日曜日窓口、代理人及び警察署職員の訪問による申請の受理により、自主返納しやすい環境の整備を推進してきたところであるが、この度、更なる手続きの利便性の向上を図るため、申請窓口を拡大し、11月1日から、別添「交番、駐在所における運転免許証自主返納等事務取扱要領」のとおり運用することとしたので、効果的な推進に努められたい。

別添

交番、駐在所における運転免許証自主返納等事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第104条の4の規定による申請による運転免許の取消し及び運転経歴証明書の交付等に関する事務を適正かつ円滑に処理するため、交番、駐在所における申請に関して必要な事項を定めるものとする。

第2 申請対象者及び申請場所

1 申請対象者

本要領における運転免許証自主返納等の対象者は、返納を希望する高齢者（以下「申請者」という。）で、本人が申請場所に赴くことができる者とする。ただし、運転免許証を亡失している者、住所等の記載事項に変更がある者を除く。

2 申請場所

申請場所は、申請者の住所地を管轄する警察署管内の交番（運転免許事務を取り扱う交番を除く。）、駐在所とする。

第3 取扱要領

1 運転免許の申請による取消し（道路交通法第104条の4第1項、2項）

交番、駐在所勤務員（以下「勤務員」という。）は申請者から運転免許の自主返納の申出を受けたときは、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 勤務員は、申請者から内容を聴取の上、自主返納申請受理票（様式第1号。以下「受理票」という。）を作成する。
- (2) 勤務員は、受理票を作成したときは、警察署免許事務担当者（以下「署担当者」という。）に対し申請者に係る人定等を報告するとともに受理番号を取得し、受理票を署担当者に提出する。
- (3) 署担当者は、勤務員から自主返納の申出を受理した旨の報告があった場合は、自主返納申請者に係る受理番号一覧簿（様式第2号）から番号を採番し、勤務員へ回答する。
- (4) 署担当者は、受理票の提出を受けた際は、申請者に係る免許データを速やかに調査し、その結果に基づき、次のとおり取り扱うものとする。

ア 申請が可能な場合

勤務員に次の書類を引き継ぐこととする。ただし、(ウ)、(エ)については、申請者が希望した場合に限る。

- (ア) 運転免許取消申請書（「運転免許事務取扱要綱の一部改正について（例規）（平成29年2月1日付け秋本運第150号）」様式第17号の書類をいう。）
- (イ) 預り書（様式第3号）
- (ウ) 運転経歴証明書交付申請書（秋田県道路交通法施行細則（昭和39年公安委員会規則第7号）様式18号の2の書類をいう。）
- (エ) 証紙納付書

イ 申請が不可の場合

署担当者が申請者に対して手続きできない理由について説明し、手続きを終了する。その場合であっても、受理票については受理した日から1年間保存するこ

ととする。

- (5) 上記(4)アに掲げる書類の引き渡しを受けた勤務員は、申請者に対し申請のための来所日時を指定するとともに、次の事項を教示する。

ア 運転免許証を持参すること。

イ 申請後は車両の運転ができなくなること。

ウ 緊急を要する対応等で、指定日時に不在又は手続きを延期する場合があること。

- (6) 申請の受理

ア 勤務員は、申請者に対し自主返納の意思を再確認するとともに、運転免許取消申請書を記載させて運転免許証とともに提出を受ける。

イ 勤務員は、預り書に必要事項を記載し、内容を説明の上、申請者交付用部分を申請者に交付する。

ウ 提出を受けた書類等は、速やかに署担当者に引き継ぐ。

- (7) 申請受理後の措置

ア 署担当者は、提出を受けた書類等の確認、運転免許センターへの再照会等の所定の処理を行った上、返納関係書類を運転免許センターへ送付する。

イ 運転免許センターから交付に係る書類等の引継ぎを受けた署担当者は、申請者への交付書類等が整い次第、速やかに勤務員に引き継ぐ。

ウ 勤務員は、申請者に対し交付のための来所日時の指定を行い、交付書類等を手交の上、受理票に受領の署名を受ける。

エ 勤務員は、手続き終了後の受理票を署担当者へ提出する。

- 2 運転免許の取消し申請に伴う運転経歴証明書交付申請（道路交通法第104条の4第5項、6項）

- (1) 自主返納の申出とともに、申請者が運転経歴証明書の交付を希望した場合は、前記1(5)の来所日時の指定の際に、次のものを持参するよう教示する。

ア 手数料分の秋田県収入証紙（以下「手数料」という。）

イ 証明書用写真（縦3cm×横2.4cm、6か月以内に撮影したもの）1枚

- (2) 署担当者から引継ぎを受けた運転経歴証明書交付申請書、証紙納付書を申請者に記載させ、提出を受けた手数料、証明書用写真を返納関係書類とともに署担当者に引き継ぐ。

- (3) 引継ぎを受けた署担当者は、前記1(7)と同様に措置する。

3 留意事項

- (1) 署担当者と勤務員との関係書類等の引継ぎ

署担当者と勤務員との関係書類、運転免許証、手数料等の引継ぎは指定の連絡袋により行い、引継ぎの際は互いに書類等を目視確認し、紛失事案の絶無を図ること。

- (2) 運転免許センターへの受理票の写しの送付

署担当者は、返納関係書類を運転免許センターへ送付する際、受理票（前記1(6)ウの時点のもの）の写しを添付すること。

受理番号

自主返納申請受理票

年 月 日 時 分受理		受理者	警察署 氏名		交番・駐在所
申請者	氏名	生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日生		
	住所	免許の有効		年 月 日まで有効	
	連絡先電話	免許証番号			
備考					
申請受理時の確認事項等					
<p>①申請受理の可否について確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許は有効期間内か <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> → 失効した免許の自主返納は申請不可 ・全免種の返納か <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> → 一部免種のみ返納は取扱不可 ・免許証は紛失していないか <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> → 再交付が必要となり取扱不可 ・記載事項変更の有無 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> → 住所変更等と同時に取扱不可 <p>※ 交番・駐在所で取扱不可の場合は、警察署担当者への問い合わせを教示</p>					
②返納後(帰宅する時から)は車の運転が出来ないこと、返納した免許は復活出来ないこと 説明済 <input type="checkbox"/>					
③最近の違反・事故の有無、また行政処分(免許停止、取消)を受ける予定はないか 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>					
④運転経歴証明書交付希望の有無 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> ※ 有の場合、来所時に手数料1,000円分の秋田県証紙と証明書用写真1枚を持参するように教示する。					
⑤返納された免許証は、穴をあけた後で、記念として返納者にお渡しします 受け取る <input type="checkbox"/> 不要 <input type="checkbox"/>					

※ 上記事項を記載後、署担当者に提出してください。

(署担当者記載欄)

①運転免許センターへの照会結果、自主返納が可能か 可 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> → 申請者への連絡 <input type="checkbox"/>	
<p>②申請書類等を勤務員へ引継ぎ 引継日： 年 月 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許取消申請関係書類 (運転免許取消申請書 <input type="checkbox"/>、預り書 <input type="checkbox"/>) ・運転経歴証明書関係書類 (運転経歴証明書交付申請書 <input type="checkbox"/>、証紙納付書 <input type="checkbox"/>) 	
<p>③記入済みの申請書類等を勤務員から引継ぎ 引継日： 年 月 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・免許取消申請関係書類 (運転免許取消申請書 <input type="checkbox"/>、預り書の控部分 <input type="checkbox"/>) ・運転免許証 <input type="checkbox"/> ・運転経歴証明書関係書類 (運転経歴証明書交付申請書 <input type="checkbox"/>、証紙を貼付した証紙納付書 <input type="checkbox"/>) ・証明書用写真 <input type="checkbox"/> 	
<p>④申請書類等の記載内容の確認及び運転免許センターへの照会(再照会) 可 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/> → 提出物を返却 (申請不可の場合) ・運転免許証 <input type="checkbox"/> ・手数料1,000円分の証紙 <input type="checkbox"/> ・証明書用写真 <input type="checkbox"/></p> <p style="text-align: center;">上記のものを受領しました。 年 月 日 受領者(申請者)氏名 _____</p>	
<p>⑤取消通知書等の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請による運転免許の取消通知書 <input type="checkbox"/> ・返納免許証の穴あけ <input type="checkbox"/> 	
<p>⑥返納者へ交付する書類等を勤務員に引継ぎ 引継日： 年 月 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請による運転免許の取消通知書 <input type="checkbox"/> ・自主返納申請受理票 <input type="checkbox"/> ・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> ・返納免許証(穴あき) <input type="checkbox"/> ・その他 <input type="checkbox"/> () 	
<p>⑦申請者への交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請による運転免許の取消通知書 <input type="checkbox"/> ・運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> ・返納免許証(穴あき) <input type="checkbox"/> ・その他 <input type="checkbox"/> () <p style="text-align: center;">上記のものを受領しました。 年 月 日 受領者(申請者)氏名 _____</p>	

※ 返納者署名後、署担当者に提出してください。

※ 署担当者は、取消申請書(警察署控)の末尾に添付すること。

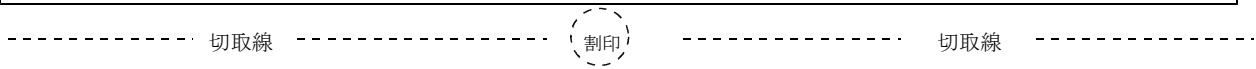
様式第2号

自主返納申請者に係る受理番号一覧簿

受理番号	自主返納申請者				交番・駐在所	返納申請 受理の可否	経歴証明書 申請の有無	備 考
	氏 名	生年月日	住 所	連 絡 先	取 扱 者			
		T・S・H			-----	可・否	有・無	
		T・S・H			-----	可・否	有・無	
		T・S・H			-----	可・否	有・無	
		T・S・H			-----	可・否	有・無	
		T・S・H			-----	可・否	有・無	
		T・S・H			-----	可・否	有・無	
		T・S・H			-----	可・否	有・無	
		T・S・H			-----	可・否	有・無	
		T・S・H			-----	可・否	有・無	

※ 受理番号は署ごとの一連番号とし、受理報告の際は太枠内を記載すること。

預り書（交番・駐在所控）	
様	
○ 運転免許の自主返納等手続きのため、下記のものをお預かりしました。 ・運転免許証 <input type="checkbox"/> ・手数料（ 1,000円分の県証紙 <input type="checkbox"/> ） ・証明書用写真 <input type="checkbox"/>	
○ 連絡事項（該当のない項目は二線で消すこと。） ・「運転免許の取消通知書」 ・「運転経歴証明書」	
年 月 日	
警察署	交番・駐在所（担当者印）



預り書（申請者交付用）	
様	
○ 運転免許の自主返納等手続きのため、下記のものをお預かりしました。 ・運転免許証 <input type="checkbox"/> ・手数料（ 1,000円分の県証紙 <input type="checkbox"/> ） ・証明書用写真 <input type="checkbox"/>	
【注 意 事 項】 ○ 自主返納の申請手続き後は、下記のとおりとなります。 1 提出された「運転免許取消申請書」は、 <u>撤回することができません。</u> 2 運転免許証を提出後は、 <u>自動車等の運転をすることはできません。</u> 3 自主返納した運転免許証は、 <u>復活することができません。</u>	
○ 連絡事項（該当のない項目は二線で消すこと。） ・「運転免許の取消通知書」 ・「運転経歴証明書」 は、交付まで3週間くらいかかります。届きましたら改めてご連絡しますので、後日、受け取りに来てください。	
年 月 日	
警察署	交番・駐在所（担当者印）